

常 滑 市 森 林 整 備 計 画

計画期間 自 〔令和 3年4月 1日〕
至 〔令和13年3月31日〕

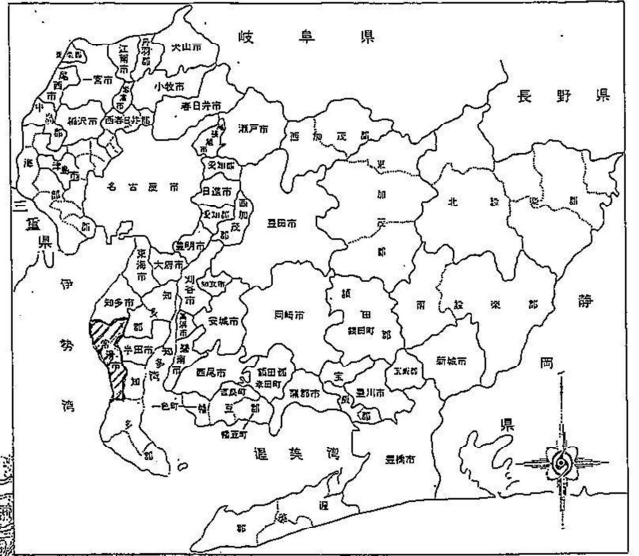
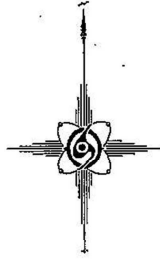
(令和4年3月31日変更)

愛 知 県

常 滑 市

常滑市位置図

N



(凡例)

山岳	▲
河川	~~~~~
市町村界	———
鉄道	———

S=1:100,000

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の 中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐及び保育に関する事項	8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
1	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法	9
2	木材の生産機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
3	その他必要な事項	11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	11
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	11
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	11
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	11
4	その他必要な事項	11
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	1 2
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 2
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 2
4	その他必要な事項	1 2
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	1 2
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の 水準及び作業システムに関する事項	1 2
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 2
3	作業路網の整備に関する事項	1 2
4	その他必要な事項	1 2
第8	その他必要な事項	1 3
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 3
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 3
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 3
Ⅲ	森林の保護に関する事項	1 3
第1	鳥獣害の防止に関する事項	1 3
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 3
2	その他必要な事項	1 3
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	1 3
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 3
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	1 3
3	林野火災の予防の方法	1 3
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 4
5	その他必要な事項	1 4
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	1 4
1	保健機能森林の区域	1 4
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 に関する事項	1 4
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	1 4
4	その他必要な事項	1 4
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	1 4
1	森林経営計画の作成に関する事項	1 4

2	生活環境の整備に関する事項	15
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	15
4	森林の総合利用の推進に関する事項	15
5	住民参加による森林の整備に関する事項	15
6	その他必要な事項	15

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、名古屋市の南約30km、伊勢湾に面した知多半島の西岸から半島中央部丘陵を区域としている。年平均気温は約16.3度、年降水量は1,519mm、温暖適潤な気候である。総面積は5,589ha、うち地域森林計画対象森林面積は410ha、うち186haがコナラやカシ類を主体とした天然性の広葉樹（二次林）である。スギ、ヒノキ、マツ類の人工林面積は53haで、ごく小面積のものが各地に点在する形で分布している。人工林率は13%、県平均に比べ非常に低い。

このような森林の現状から、市内全域において木材生産を目的とした森林経営は行われておらず、森林の多くが放置された状態にある。しかし、一部の森林については、平成21年度から始まった「あいち森と緑づくり」の里山林整備事業を積極的に活用し、間伐や里山の保全に取り組むことで森林と住民の触れ合いの場としての活用が期待されている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を山地災害防止機能／土壤保全機能、保健・レクリエーション機能、文化機能からなる公益的機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林

<p>水源涵養機能</p>	<p>並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や常滑市のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により、人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>

公益的機能向上の観点から、森林の状況を随時把握し、必要に応じて適正な伐採及び造林を行うものとする。また、地元の住民に対する森林保全意識の啓発を図り地域が一体となった

住民参加型の施業を行えるよう、関係各方面との調整に努める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し次表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐採期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

(2) 伐採の方法

育成単層林施業については、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

育成複層林施業については、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、次の項目に留意して行う。

- (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間により実施する。
- (b) 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所
の分散等に配慮する。
- (c) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の
保存等に配慮する。

天然生林施業については、(b)の留意事項によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下ア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について
保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少な
くとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方
法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合に
は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の防止、風致の維持、及び溪流周辺
や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」
(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採
方法に関する事項に留意すること。

また、集材方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令
和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した
方法により実施するものとする。

(3) 主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的
な循環・利用を考慮して、伐期の多様化及び長期化を図ることとし、多様な林齢で伐採する。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の 目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80

マ ツ 類	一 般 材	1 8	4 0
	長 尺 材	2 8	7 0
広 葉 樹	きのこ原木	1 0	2 0

- 3 その他必要な事項
特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
針 葉 樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広 葉 樹	有用広葉樹のうちから土壌、気象条件に適したものを選定

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
ス ギ	密仕立て	5, 0 0 0
	中仕立て	3, 5 0 0
	疎仕立て	2, 5 0 0
ヒ ノ キ	密仕立て	5, 0 0 0
	中仕立て	3, 5 0 0
	疎仕立て	2, 5 0 0

マツ類	密仕立て	4, 500
	中仕立て	3, 000
広葉樹	密仕立て	4, 500
	中仕立て	3, 000

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が林地内に残存する場合は、林地に筋置き等によって整理することを標準的とする。</p> <p>なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用し、火入れによる地拵えは原則として行わない。</p>
植付けの方法・時期	<p>生産目的に応じて、森林の自然条件に適した健全な苗木を、正方形植え又は等高線に沿った筋植えを標準とし、適期（通常は春）に植え付ける。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき時期

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、更新木として主林木となることが期待される樹種とする。

なお、更新木とは、将来その林分において高木となる樹種で、針葉樹及びカシ類、ナラ類クスノキ、サクラ類等の有用広葉樹である。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新における期待成立本数については、以下のとおり定める。

樹高	胸高直径	ヘクタール当たり本数
30 c m以上 1.3m未満		10,000
1.3m以上	4 c m未満	6,700
	4～5 c m	6,000
	5～6 c m	5,200
	6 c m以上	4,400

イ 天然更新すべき立木の本数については、以下に示す天然更新完了基準によるものとする。

天然更新完了基準	<p>(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。</p> <p>(2) 更新が完了した状態は、アで示す期待成立本数に3/10を乗じた本数が確保されているものとする。</p> <p>(3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。</p>
----------	--

ウ 天然下種更新による場合は、必要に応じて地表処理、刈出し、植込等の天然更新補助作業を行うこととする。

- a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、掻き起こし・枝条整理等を行う。
- b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- c 植込は、天然下種更新の不十分な箇所に行う。

エ ぼう芽更新による場合は、目的樹種のぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、苗木の植込を行うこととする。

オ 天然更新の完了を確認する方法は、下記のとおりとする。

- a 伐採後概ね5年を経過した時点で更新調査を実施し、(2)のイに定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。
- b 更新調査の方法は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定する。1調査区の大きさは、2m×10mの帯状とし、その中に2m×2mの5プロットを設定する。ただし、対象地の更新樹種の発生状況がほぼ均一と判断される場合に

は調査区を適宜減ずることができる。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新は、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、(2)のイに定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。この期間に天然更新が完了していない場合、その後2年以内に、植栽により更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育しうる最大の立木の本数を10,000本/haとする。なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上となる本数を成立させることとする。

5 その他必要事項

特になし

第3 間伐及び保育に関する事項

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 育成単層林

林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行う。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図る。

ア 間伐の基準

樹種、地位及び生産目標等により異なるが、現在の立木密度、林齢及び成長度合等を考慮し、伐採後おおむね5年で樹冠疎密度が10分の8以上に回復するように定めるものとする。

標準的には概ね下表のとおりとする

樹種	間伐率(材積)	実施時期	繰返し期間	伐採までの実施回数	最終間伐の期間
スギ	12～35%	標準伐期齢未満	5～15年	2～4回	主伐予定の10年以前
		標準伐期齢以上	10～20年	適宜	
ヒノキ	10～35%	標準伐期齢未満	5～15年	2～5回	
		標準伐期齢以上	10～20年	適宜	

注) 間伐の開始時期は概ね4齢級とする。

イ 間伐を早急に実施する必要がある森林

間伐が遅れているために、成長が著しく阻害されている森林、並びに病虫害の発生、気象災害等の被害が現に発生しているか、又は発生するおそれのある森林とする。

(2) 育成複層林

各層の生育状況等に応じて適期に間伐を行う。

2 保育の標準的な方法

(1) 育成単層林

区分	主な樹種	実施時期	実施回数	適要
下刈	スギ・ヒノキ	6～7月 (～9月)	5～7回※	雑草木の繁茂が著しい場合は、2回刈を行う。
	マツ類		4～5回	

つる切	スギ・ヒノキ	6～7月	2～4回	つる類が繁茂する 場合、下刈終了 後、除伐までの期 間に行う。
	マツ類		1～2回	
除伐	スギ・ヒノキ マツ類	6～8月	1～2回	下刈終了後、間伐 までの期間に行 う。繰り返しは3 ～5年とする。
枝打	スギ・ヒノキ	11～3月	2～4回	繰り返しは、3～5 年とする。

※地形、傾斜、自然条件等により下刈り回数を5回未満にすることも可能。

(2) 育成複層林

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、生育状況等に応じて、上層木の伐採及び枝打ちを行う。

(3) 天然生林

主として、天然力を活用して成林を期待する。

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、「森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策」(Iの2の(2))に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林において設定。

公益的機能別施業森林 の区域	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障のないよう、施業方法

を定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法は、「森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策」(Iの2の(2))及び「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」に基づき定める。

この際、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、下表のとおり伐期の間隔の拡大とともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限(標準伐期齢+10年)

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	50年	55年	50年	50年	30年

また、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとし、それ以外の公益的機能別施業森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能が発揮できる場合には、下表のとおり長伐期施業(標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。)を行った上で皆伐することも可能であり、この場合は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限(標準伐期齢の2倍)

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	80年	90年	80年	80年	40年

森林施業の方法の設定に当たっては、自然的、社会的、経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならない。

(3) 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

ア 複層林施業を推進すべき森林

<p>①人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能/土壌保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下している箇所であること。 (イ) 地質</p>
---	--

	<ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
②生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)	次のいずれかに該当する森林 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

注：適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能及び風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林
 イ伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)	次のいずれかに該当する森林 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地形について <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 (イ) 気象について <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 (ウ) その他 大面積の伐採が行われがちな地域
--	--

公益的機能別施業森林の区域及び区域内における施業の方法は、別表1、2のとおりとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 該当なし

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班～7 林班、9 林班～20 林班、22 林班、24 林班、26 林班、29 林班～33 林班	377.63
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班～8 林班	113.55

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	1 林班～7 林班、9 林班～20 林班、22 林班、24 林班、26 林班、29 林班～33 林班	377.63
複層林施業	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	該当なし	

き 森 林			
-------------	--	--	--

- 3 その他必要な事項
特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
該当なし
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林経営計画における経営の受委託等にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。
- 4 その他必要な事項
特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
該当なし
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体などへの共同委託等により実施する。
イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。
ウ 共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。
- 4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし
- 3 作業路網の整備に関する事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
特になし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
設定なし
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし
- 2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防とその他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害については、その早期駆除に努め、かつ的確に防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、地域住民に対して防火対策等の普及啓発に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの実施は、常滑市火入れに関する条例及び常滑市火入れに関する条例施行規則に則り行うこととする。

実施するに当たり、その目的が森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

また、火入れの周囲の現況、防火設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼の恐れがないと認められること。

さらに、風速、湿度等で延焼の恐れがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行わなければならない。ただし、火入れ地が傾斜地である時は、上方から下方に向かって行い、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項ロに基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
北部森林法施行規則第33条第1項ロに基づく区域	18林班、20～34林班	165.35
南部森林法施行規則第33条第1項ロに基づく区域	1～17林班、19林班	245.06

付属資料：常滑市森林整備計画概要図のとおり

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

「あいち森と緑づくり事業」を活用し、里山林の環境整備を進めるとともに地域住民と森林ボランティア団体等が連携し、間伐等の整備を積極的に行うことにより里山への関心を取り戻し、森林再生・保全活動の活性化を図る。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

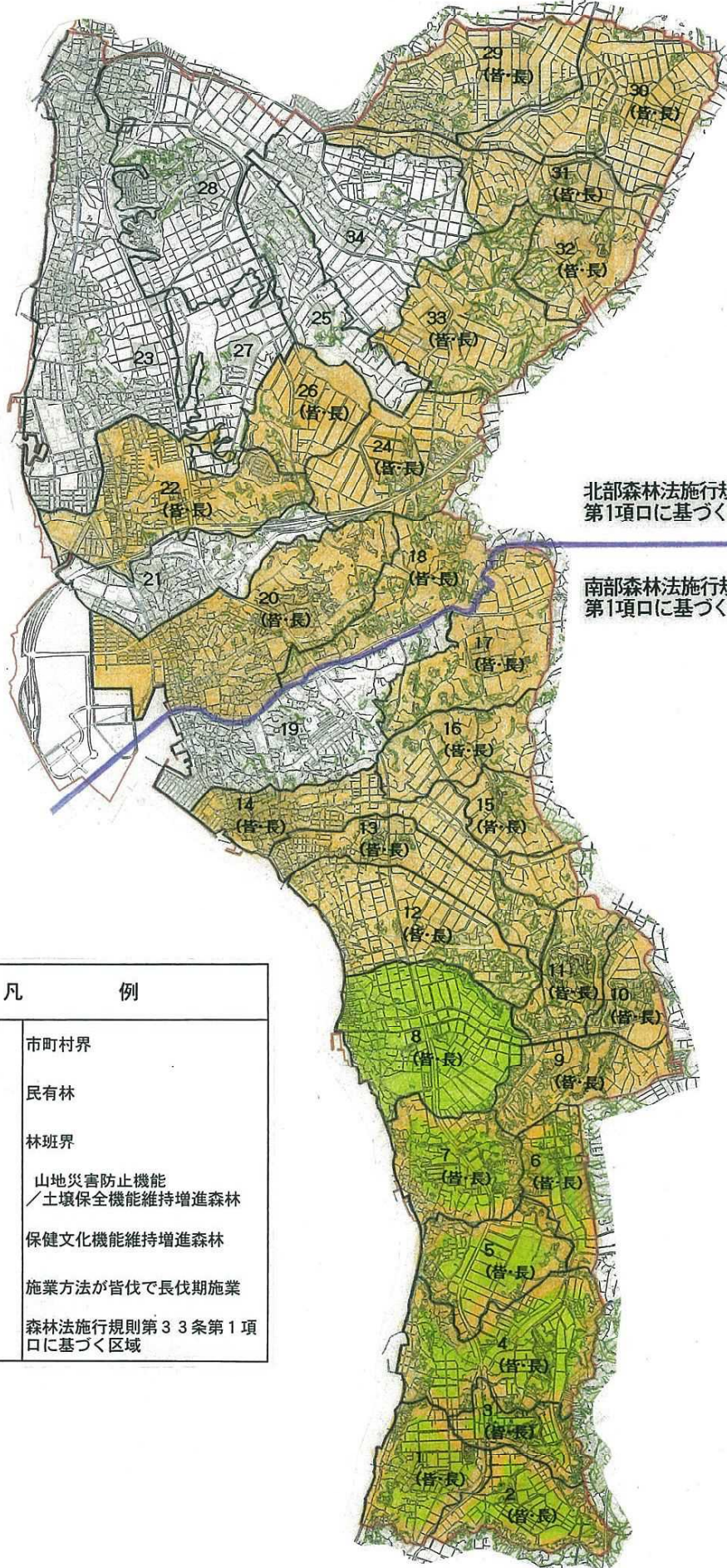
6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

また、環境の保全については、今後とも地域と一体となって推進していく。







付属資料：常滑市森林整備計画概要図

常滑市森林整備計画概要図



北部森林法施行規則第33条
第1項口に基づく区域

南部森林法施行規則第33条
第1項口に基づく区域

凡 例	
	市町村界
	民有林
	林班界
	山地災害防止機能 ／土壌保全機能維持増進森林
	保健文化機能維持増進森林
(皆・長)	施業方法が皆伐で長伐期施業
	森林法施行規則第33条第1項口に基づく区域